国民健康保険税の税率の改正についてお知らせします

今年度の年間税額は、普通徴収（納付書などで納付される方）は8月上旬に送付する納付書で、特別徴収（年金から天引きされる方）は10月にお知らせします。詳しい算定方法などは、国保年金課へお問い合わせください。

▼保険料額の算出方法

国民健康保険料は、医療保険分保険料、後期高齢者支援金分保険料、介護納付金分保険料の合算額です。それぞれ「応益割」と「応能割」に分かれ、それぞれ2項目に分かれます。

【医療保険分保険料】
その年に予想される医療費から国などの負担金や補助金、被保険者の一部負担金を除いたものが医療保険分保険料の総額となり、被保険者の皆さんで負担しています。

【後期高齢者支援金分保険料】
平成20年4月に創設された後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、各健康保険が負担する費用（後期高齢者支援金）に充てるためのもので、被保険者の皆さんで負担しています。

【介護納付金分保険料】
40歳以上65歳未満の方は、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料として介護分保険料がかかります。

応能割	所得割	世帯の前年の所得額に応じて計算 【課税標準額（総所得ー基礎控除額33万円）×所得割額】
	資産割	世帯の固定資産税額に応じて計算 【固定資産税額×資産割額】
応益割	均等割	国保加入者（介護保険第2号被保険者）の人数に応じて計算【被保険者数×均等割額】
	平等割	1世帯当たりいくらとして計算

※応益割と応能割を合計した金額が課税限度額を超える場合は、課税限度額が税額になります。

▼保険税率の改正

今回の改正は、国保全体の負担額の引き下げと、応能割（所得や資産などその人の負担能力に応じた負担）と、応益割（受診するという利益に見合う負担）の割合について中間所得者層の軽減を図るように改正しました。

所得の低い世帯については、基準に従い均等割額と平等割額が7割・5割・2割軽減のいずれかに該当する場合がありますが、一方では、賦課限度額（医療保険分、後期高齢者支援金分、介護給付金分の合計額）を国の趣旨を尊重して地方税法に定められた金額として、最高4万円引き上げ、77万円としています。

	平成23年度 国民健康保険税の税率		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
応能割	所得割額（世帯の所得に応じて負担）	改正前	7.80%	1.40%	0.85%
		改正後	**6.00%**	**2.00%**	**1.50%**
	資産割額（世帯の資産に応じて負担）	改正前	35.00%	8.80%	6.00%
		改正後	**20.00%**	**5.00%**	**0%**
応益割	均等割額（世帯の加入者数に応じて負担）	改正前	18,000円	7,200円	8,000円
		改正後	**22,000円**	**8,000円**	**10,000円**
	平等割額（世帯ごとに負担）	改正前	20,000円	6,200円	5,000円
		改正後	**20,000円**	**7,000円**	**5,000円**
賦課限度額		改正前	50万円	13万円	10万円
		改正後	**51万円**	**14万円**	**12万円**

◆計算例 1

40代夫婦（介護納付金分該当者）　子ども2人　前年所得300万円　固定資産税10万円

【23年度賦課額】
450,600円
【22年度賦課額】
465,900円
▲15,900円（減）

【医療保険分】

所得割額	（300万円ー基礎控除33万円）×6.00%＝160,200円	①
資産割額	10万円×20.00%＝20,000円	②
均等割額	22,000円×4人＝88,000円	③
平等割額	20,000円	④

≫①～④の合計288,200円 A

【後期高齢者支援金分】

所得割額	（300万円ー基礎控除33万円）×2.00%＝53,400円	⑤
資産割額	10万円×5.00%＝5,000円	⑥
均等割額	8,000円×4人＝32,000円	⑦
平等割額	7,000円	⑧

≫⑤～⑧の合計97,400円 B

【介護納付金分】

所得割額	（300万円ー基礎控除33万円）×1.50%＝40,500円	⑨
資産割額	10万円×0%＝0円	⑩
均等割額	10,000円×介護納付金分該当者2人＝20,000円	⑪
平等割額	5,000円	⑫

≫⑨～⑫の合計65,500円→端数処理（100円未満切り捨て）65,000円 C

A B C 合計450,600円となり、本年度の国民健康保険税額になります。

◆計算例 2

40代夫婦（介護納付金分該当者）　子ども2人　前年所得173万円　固定資産税なし

【23年度賦課額】
270,600円
【22年度賦課額】
259,100円
11,500円（増）

【医療保険分】

所得割額	（173万円ー基礎控除33万円）×6.00%＝84,000円	①
均等割額	22,000円×4人×（2割軽減）＝70,400円	②
平等割額	20,000円×（2割軽減）＝16,000円	③

≫①～③の合計170,400円 A

【後期高齢者支援金分】

所得割額	（173万円ー基礎控除33万円）×2.00%＝28,000円	④
均等割額	8,000円×4人×（2割軽減）＝25,600円	⑤
平等割額	7,000円×（2割軽減）＝5,600円	⑥

≫④～⑥の合計59,200円 B

【介護納付金分】

所得割額	（173万円ー基礎控除33万円）×1.50%＝21,000円	⑦
均等割額	10,000円×介護納付金分該当者2人×（2割軽減）＝16,000円	⑧
平等割額	5,000円×（2割軽減）＝4,000円	⑨

≫⑦～⑨の合計41,000円 C

A B C 合計270,600円となり、本年度の国民健康保険税額になります。

≫このように、前年度と比べて、減額となる世帯と増額になる世帯がありますが、保険料は医療機関受診に対しての支払いにあてるため、一部の被保険者に大きく負担をかけないようにするための改正です。医療に対する国保会計からの支払いが増加するなかで、国民健康保険加入者のみで負担することが大変難しい状況にあり、一般会計からの繰入金などを増額するなど、国保加入者以外の方においても、ご理解を求めたものであります。